地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き

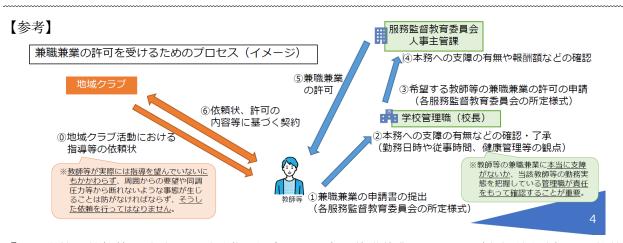
群馬県教育委員会

①地域クラブ活動における指導等の依頼状等



当該教師等から管理職への事前相談及び管理職による本務への支障の有無の確認等

- □当該教師等の希望の有無
 - ・教師等が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から 断れないような事態が生じていないか確認をする
- □勤務日時や従事時間、健康管理等について
 - ・国のガイドラインを踏まえ、本務校における「時間外在校等時間」と地域団体における 「労働時間」の通算が単月45時間以内となることを原則とする
 - ・本当に本務への支障がないか、勤務実態を把握している管理職が責任をもって確認する
- □報酬等について
 - ・社会通念上妥当な額であること
- □管理職からの説明事項
 - ・兼職兼業時の業務の管理監督者は教師等としての管理監督者(校長)と異なること
 - ・事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入すること
 - ・教師等としての勤務が急遽必要となった場合には教師等としての勤務に当たれるようにしておくこと
 - ・教師等としての勤務時間外であっても、信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守し なければならない事柄には従うこと
- ①兼職兼業の申請書の作成(各服務監督教育委員会の所定様式)
- ②管理職による本務への支障の有無等の再確認・了承
- ③各服務監督教育委員会への兼職兼業の許可の申請 (市町村立学校の教師等は各市町村教育委員会へ、県立学校の教師等は県教育委員会へ申請する)
- ④各服務監督教育委員会による兼職兼業の内容等確認
- ⑤各服務監督教育委員会による兼職兼業の許可
- ⑥依頼状等、許可の内容等に基づく契約



『公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について』(文部科学省)より抜粋